

改善提案書

部署

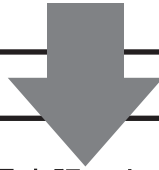
氏名

直通または内線TEL

日付

現 状 「健康増進法」第25条「受動喫煙の防止」*が2003年5月1日に施行されたにもかかわらず、依然として受動喫煙の問題が解決されていない。

*学校、体育館、病院、劇場、観覧場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、 *その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又は、これに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。



改善案 受動喫煙の環境下でも被害を最小限にとどめる。

メリット

・豊富な経験を生かし、お客様のニーズに応じた受動喫煙対策をトータル的にプランニングが可能。施設の間取り、部屋の寸法、利用人数、給排気のバランスなどから総合的に判断し、「空気清浄機」「換気扇」「間仕切」を組み合わせ、段階的かつ効果的な分煙空間の提案が可能。

改善のために必要な機材等

ステップ1. 空気清浄機を設置する

ステップ2. 空気清浄機+間仕切を設置する

ステップ3. 空気清浄機+間仕切+換気扇を設置する

*予算に応じて段階的に分煙を実施する事が可能

効果

●高性能空気清浄機で喫煙室内の空気環境の維持

時間平均粉塵濃度 → 0.15mmg/立方以下

一酸化炭素濃度 → 10ppm以下

*現在では一酸化炭素は換気以外の除去はできない

●省エネ効果（上記ステップ3の場合）

夏場などにエアコンの設定温度を必要以上に下げることが防ぐ

消費電力 約7,200kwh/年 節電

* 1時間3.25kw×10時間/日×20日×12ヶ月として算出

電気代 約165,000円/年 節約

* 7,200kwh×23円/kwhとして算出

CO₂排出量 約2.6t/年 削減

* 7,200kwh×0.357t/1000kwhとして算出